

平成 19 年 8 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 19 年 8 月 24 日（金） 午前 9 時 00 分

2 出席委員

奥寺 康彦 委員長
出光 ケイ 委員
齋藤 道子 委員
三浦溥太郎 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部総務課長	長澤 潤
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
管理部学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	渡辺 浩
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
自然・人文博物館博物館運営課長	柳田 泰光
美術館美術館運営課長	森山 武

4 傍聴人 5 名

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。

教育長報告

平成 19 年 7 月 21 日から本日までの所管事項についてご報告いたします。

はじめに「アルフレッド・ウォリス展 - 海に生きた素朴画家 - 」についてです。横須賀美術館では 7 月 28 日から 9 月 17 日まで、開館記念展に引き続き「アルフレッド・ウォリス展 海に生きた素朴画家 - 」を開催しております。アルフレッド・ウォリスは、イギリス、コーンウォールの港町、セント・アイヴスで船具商を営み、70 歳になってから独学で絵を描き始めた異色の画家です。

その作品は、船乗りや船具商としての前半生を反映するように、荒海を航行する帆船や、汽船、灯台、セント・アイヴスの港や街の情景などを、ボール紙の切れ端や板に船舶用のペンキや油彩で描いたもので、現代の美術が失った素朴な味わいに満ちています。本展では、ウォリスの絵画・素描 80 点余りと関連資料により、その生涯と芸術の全体像をご覧頂くことができます。

続きまして 8 月 17 日から 19 日に横須賀スタジアムなどで開催されました「全国選抜リトルリーグ野球大会」についてです。全国の代表 16 チームが出場し、郡山リーグが、仙台東リーグとの東北連盟同士の決勝戦を制して優勝しました。また、本大会には横須賀市のリトルリーグチームである、横須賀中央リーグも出場しましたが、1 回戦で札幌新琴似リーグに 1 対 2 で惜敗し、残念ながら全国大会での 1 勝はなりませんでした。

最後になりますが、8 月 21 日から 22 日にかけて、今年度、本市小中学校に採用された教員の宿泊研修が、湘南国際村の IPC 生産性国際交流センターにおいて実施されました。今年度は、宮城教育大学前学長の横須賀 薫先生のご指導のもと、宿泊研修の中で授業づくりの基礎、教材研究の方法や、児童生徒への問いかけの仕方についての研修を行いました。初任者は、グループごとに協議しあい、様々な工夫を凝らした模擬授業を発表していました。中には、自主的に深夜まで協議を行っていたグループもあったようです。とても有意義な研修を実施することができました。8 月 21 日は、神奈川県教育委員会の平出彦仁委員長も来られ、初任者の研修の様子をご覧になりました。以上です。

日程第 1 議案第 38 号 『市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校再編担当課長)

議案第 38 号「市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画」(平成 19 年度～平成 22 年度)の策定について説明いたします。

まず現状について説明いたします。現在、本市の小学校の児童数は、近年の少子化の進展とともに、昭和 56 年の 45,078 人をピークとして、現在ではその 49.1%、中学校の生徒数は昭和 61 年の 22,187 人をピークとして、現在ではその 47.6%と、それぞれ半数以下になっています。

このように、児童・生徒数は減少傾向にあります。学校数は小学校 48 校、中学校は 24 校とほぼピーク時のままであるため、旧市街地やかつての大規模開発地域に設置された学校のほとんどが小規模校化しています。一方新しい大規模開発地域では、人口が急増して教室数が不足するため、学校の新設や増築などの対応が必要なところもあります。因みに、小学校では、6 学年すべて 2 クラスあれば 12 クラスとなりますが、どこかの学年で単学級がある 11 学級以下の学校が 10 校(20.8%)ございます。そのうち全学年が 1 クラスばかりである 6 学級の学校が 5 校(10.4%)となっています。中学校では、1 校が 5 学級となっています。小規模化が著しい小学校の中には、1 学級あたりの人数が 10 数人であったり、男女別の児童数が極端に不均衡となっている学年も存在しています。また、通学距離の面から見ると、一部の小中学校ですが遠距離通学となっている学校があります。ピーク時に学校を分離新設したままの学区になっているため、望洋小学校や野比中学校では通学区域が他校の通学区域内に離れている状態、いわゆる飛び地になっています。

一方、学校の配置の関係で、近くに学校がありながら、子どもたちが交通機関を利用して遠くの指定された学校まで通学しているような地域があったり、開発等が行われた結果、本来の学区の学校よりも隣接する学校のほうが距離的にも時間的にも近くなっている地域もあります。

別つづりの 3 ページをご覧ください。まず(1)の本実施計画策定の目的ですが、今まで申し上げましたような状況から生じている学校規模の不均衡や通学距離の違いなど、子どもたちを取り巻く教育環境は、それぞれの学校・地域によって格差が目立ってきています。学校規模や配置などの物理的な側面が、子ども同士の間関係面、学校としての教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられるため、教育委員会では規模と配置の点から子どもたちの教育環境の整備について検討を行い、基本的な考え方をまとめ、学校の規模と配置の適正化に取り組むこととしました。

(2) ア の基本方針策定経過ですが、平成 18 年 7 月に、学校関係者・保護者・公募市民・学識経験者などで構成する「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」から提言を受け、この提言をもとに、平成 18 年 11 月には「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」(素案)

にパブリック・コメント手続きによる意見募集を行い、平成 19 年 1 月に「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定いたしました。

イ の主な内容ですが、適正配置を検討するための基準としまして、学校規模の面からは小学校の小規模校では 11 学級以下、中学校の小規模校では 5 学級以下といずれもクラス替えのできない学年がある場合としました。大規模校としては小・中学校ともに 31 学級以上としています。通学距離としては、小学校は 2 キロメートル程度、中学校は 3 キロメートル程度をそれぞれ超える場合に検討の対象と決めました。

また、適正配置検討の流れでございますが、計画に位置づけました各地域での検討は、それぞれ地域関係者、学校関係者、保護者等で組織します「地域別協議会」を設置して行います。地域別協議会での検討期間は、地域により異なるとは思っていますが、概ね 1 年半を想定しています。

この「地域別協議会」から提出された「意見書」の内容の審査及び小規模特別認定校制度の検討を行うため、庁内検討組織として関係部課長や学校長等で組織する「(仮称)学校再編検討委員会」を設置します。

4 ページをご覧ください。提案しておりますこの実施計画は、この基本方針に基づき、学校関係者、保護者、地域の関係者の方々とともに、現在及び未来の子どもたちのより良い教育環境を創るため、小・中学校の規模や配置の適正化を実施するため、具体的な実施時期・内容・対象地域について定めたものであります。

まず計画期間ですが、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間といたします。

平成 19 年度は、追浜地域の追浜小学校と鷹取小学校、鴨居地域の光洋小学校と上の台中の 2 ヶ所を小規模校の規模適正化として、佐原地域につきましては、明浜小学校の遠距離通学への対応として、(仮称)佐原小学校について建設が必要かどうか、近隣校への影響などについて検討を開始します。

20 年度以降の検討地域につきましては、「小学校は統合される。」というような風評により当該地域が混乱したり、本来は検討対象の学校へ就学する児童が他の学校へ就学してしまうことが予測されます。そこでこの計画に位置づけることにより当該学校が一層小規模化することを避けるため、具体名は明記せずに箇所数のみといたしました。

5 ページをご覧ください。(4) 計画の見直しについては、平成 21 年度に平成 22 年度以降の取り組みについて検討することといたします。

参考資料といたしまして、適正配置の検討のための基準該当校一覧を掲載してありますので、後ほどご覧ください。

平成 19 年度から着手いたしますそれぞれの地域の現状を説明しますので、6 ページをご覧ください。

追浜小学校の児童数をご覧いただきたいのですが、各学年 1 クラスしかなく、しかも、2 年生では男子 12 名女子 5 名であり、4 年生では男子 4 名女子 15 名というように、学級での男女比にも課題が生じています。

このような追浜小学校の現状に加え、隣接している鷹取小学校も、検討の基準に該当していますので、通学区域の見直し・変更や学校の統合などについて検討を行うことといたしました。

次に鴨居地域について説明しますので、8 ページをご覧ください。

この地域は、かもめ団地にあります光洋小学校が中ほどの表にありますように、市内で最も小規模化が進んでおり、さらに 10 ページにありますとおり、同じ地域にあります上の台中学校も中学校では唯一検討基準に該当しております。小規模化による課題につきましては追浜小学校の説明と同様ですが、中学校におきましては部活動の数が少なくなる等の課題も生じております。

鴨居地域におきましては、小学校と中学校を通学区域の見直し・変更や学校の統合などについて、一体的に検討してまいります。さらに現在は鴨居小学校を卒業した場合には、居住地により鴨居中学校と上の台中学校へ分散して進学するような学区になっておりますので、この分散進学の解消についても検討してまいります。

12 ページをご覧ください。佐原地域は、現在明浜小学校の学区となっておりますが、13 ページの地図でお示ししているとおり、大変に学区が広く通学距離に課題がございます。例えば横浜横須賀道路の佐原インターチェンジ付近の佐原 1 丁目から明浜小までは、通学距離が 4 キロメートル程度となります。かねてから、この遠距離通学を解消するために小学校の新設について検討しておりましたので、平成 16 年度に佐原にありました日産自動車久里浜分工場跡地を小学校等文教施設用地として確保した経緯があります。

しかしながら、佐原インターチェンジに近い佐原 1 丁目・2 丁目・3 丁目の児童は、現実には居住地から近い大矢部小学校へ通学しているのが実態です。

佐原地域に学校を新設した場合には、新設小学校へ就学希望者が集中することが予測されますので、大矢部小学校と隣接している森崎小学校への影響なども勘案し新設の是非について検討することとしました。

以上で議案第 38 号「市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画」(平成 19 年度～平成 22 年度)の説明といたしますが、小・中学校の統合や学区の問題は、それぞれの学校に対する地域の方々の思いが大変に強い

ことから、各地域におきまして様々な軋轢が生じることが予測されます。しかし、子どもたちの良好な教育環境の創出を目指して、該当校と教育委員会一丸となって、これから進めてまいります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(三浦委員)

小規模校で、次年度以降の統廃合の対象となる学校の名前は明かせないというご説明でしたが、基準についてはオープンになっていますね。

(学校再編担当課長)

お手元にございます案を今回議決決定していただきますと、本日の午後から記者発表するとともに、市議会議員・関係機関に送付いたします。

当然、該当校には、この計画が送られますし、該当校の保護者の方には、チラシなどにして配るようになっております。もちろん基本方針のときから、該当校の一覧というのはオープンにしております。今後も情報を皆さんに伝えるというこの基本方針は続けてまいります。

(出光委員)

先程の説明はとても分かりやすく、特に佐原地域は、4キロもあると聞き、最近の暑さや安全通学のことを考えると、検討が急務であると感じたのですが、11学級以下ということ言えば、この3地域だけではなくて、他の地域もあります。この3地域をピックアップした理由を教えてください。

(学校再編担当課長)

まず、追浜の地域を19年度に位置づけた理由から申し上げます。追浜地域は追浜小学校が小規模校です。また隣接で、もう1つ鷹取小学校が小規模校の基準に該当しているということがございます。追浜小と鷹取小の距離は、高低差はあるものの、比較的近いという物理的な条件もございます。

また施設面での制約が少ないことも挙げられます。仮に、統合とか学区の見直しなどの提案がなされた場合でも施設的に収容できる教室数が確保されています。それから、今後の児童数の見込みに関わってくるのですが、この地域内で今後大規模な開発が見込まれておらず、子どもの数が、増える見込みがないということもございます。

次に、鴨居地域の小中学校でございますが、小学校で一番規模の小さい光洋小学校が存在しているということ、それから光洋小学校を卒業したお子さんが進学する上の台中学校が、やはり小規模化していることがあります。小

学校の問題と同時に中学校の問題について、地域の方々、保護者の方々に考えていただけるということで、選定をしております。また鴨居小学校から現状は、鴨居中学校と上の台中学校に分散して進学するようになっていますが、その解消も図れるということもあります。この地域についても今後の大規模な開発が見込まれないということもございます。

佐原地域につきましては、先ほどの出光委員のご発言にありますとおり、遠距離通学の解消といいながら、実態は明浜小学校でなく、大矢部小学校や森崎小学校に通っている子どもがほとんどです。そういったことを現状に合わせることで、それから用地をあのままの状態に結論を先延ばしにしたまま放置しておくわけにいかないということもあり、小学校の新設の是非を含めて、佐原地域の小学校のあり方について、初年度に対応するというにしました。

(出光委員)

5ページの適正配置の検討のための基準該当校一覧で、今回とりあえずピックアップされてないところについて、今後開発が見込まれて、ある程度生徒さんの数が増えるかもしれない地域はありますか。

(学校再編担当課長)

小規模校の該当の地域では、直接その学区で大規模な開発は見込まれておりませんが、隣接している学校で、開発が見込まれているところがございます。例えば沢山小の学区に隣接するところに、現状では池上小の学区内ですが、湘南池上という団地が出来ておりまして、またその奥の開発も見込まれているということがあります。

(齋藤委員)

進め方として、まず地域別協議会を作って議論し、意見書をあげていただいて、庁内の関係部長や学校長で、学校再編検討委員会を開催する流れは結構だと思いますが、地域別協議会についてお伺いしたいことがあります。構成として、学校関係者、保護者、地域の皆さんと書いてあるのですが、これは大体何人くらいで構成する予定なのでしょうか、それから、例えば追浜小学校の場合ですと、鷹取小学校が絡んでくると思うのですが、追浜小学校と鷹取小学校の両方の関係者を入れるのか、その辺どのくらいまでの方々を入れるのか、もう一つは、この地域別協議会は、地域の代表として私達はこうしますということなのか、それとも委員会としてはこういう意見があるということなのか、その辺の位置づけはどう考えているのでしょうか。

(学校再編担当課長)

まず地域別協議会の委員の構成なのですが、委員会をお願いする場合、報酬をお支払しますので、予算措置がございます。その予算は、モデルケースで措置しておりますので、その内容を申し上げます。

委員の総数は1協議会につき21名を想定しています。その内訳は、町内の関係の方が10名、学校関係者が4名、保護者、これは現役の小学校の保護者と数年後に保護者になります保育園・幼稚園の保護者も含んで、これが6名、あと1人は、とりまとめということで、経験・知識のある方をお願いし、21名ということで考えております。ただ地域の広さなどによって人数が前後する場合もあると考えています。

それから、例えば7ページの追浜地区の検討でいえば、追浜小学校と鷹取小学校の色塗りしている部分だけではなくて、追浜地域全体で学校がどうあるべきか考えていただきたいと考えておりますので、浦郷小学校の学区、夏島小学校の学区からも地域別協議会にはご参加いただきたいと考えております。学区の通学区の線引きも同時に考えていかなければいけない地域ですので、他の学校にも影響が出てくるということでございます。

最後にご質問がございました地域別協議会の意見書の位置づけということでございますが、わたしどもはこのように計画に位置付けて、また今までもご説明いたしましたように、提言を受けて、基本方針というプロセスで位置付けてまいりました。

この計画に位置付けた地域別協議会から出た意見が地域によってばらつきがあるといけませんので、庁内の検討組織で諮ることとしております。地域別協議会からの意見は尊重して、こどもたちの環境のために、教育環境がよくなることを目指してやっていきたいと考えております。私達が考えていることと若干異なる答えがでるかも知れませんが、その点は真摯に受け止め、先ほど1年半と申し上げましたが、1年半という期間に拘らず、どのような方策がいいのか、皆様方と話し合っていきたいと考えております。基本的にはいただいた意見を尊重して、その地域の学校について考え、具体的な方策を考えていくということでございます。

(齋藤委員)

教育委員会と地域別協議会の間は比較的意見交換の場があるかとは思っていますが、地域と地域別協議会の間はいかがでしょうか。

(学校再編担当課長)

地域別協議会は先ほど申し上げた構成の方々をお願いするのですけれど、地域別協議会だけではなくて、地域別協議会で話し合われた内容などについては、当然該当校の保護者の方、地域の方々にチラシを配るとか、回覧をするなどしていきます。地域の方々・地域別協議会でこうしようという話し合いがなされれば、地域への説明会の開催なども繰り返し行って、議論を深めていきたいと考えております。

(奥寺委員長)

この問題は、大変難しいとは思いますが、こうみると、学校が地域の端と端にあって、真ん中にないか、昔は人が多かったのでしょうか、近くに学校が集中しているなどの現状が分かりました。時期的に少子化にもなってきているし、適正配置の考えも大事だと思うので、関係者によく理解をしていただけて進めていただければと思います。

(出光委員)

先程、齋藤委員の質問に関する話のなかで、地域別協議会で精査されたものを今度は地域への情報伝達するという話があったのですが、もし委員会で承認された地域が出てきて、それが複数であった場合に、勿論それぞれの特徴が違いますし、地域のなかでもいろいろな意見が出るかと思うのですが、その地域別協議会が3箇所あった場合に、まとめた協議会を作るということは難しいのですか。それぞれ特徴は違うのだけれども、不安に思われている方もいらっしゃるでしょうし、横のつながりではないのですけれども、横須賀市というくくりで見て、意見交流が出来る場所の設定というのは可能なのでしょうか。

(学校再編担当課長)

出光委員のご質問ですが、必要があれば、地域ごとの意見交流の場も開催していけるとは思います。ただ地域ごとに状況が異なりますので、話し合われる内容、各地域でお考えになっている内容、位置づけなどがかなり違っているのではと考えておりますので、交流をしてどれだけメリットがあるかという点は疑問に思っております。ただ、地域別協議会の方からご要望があれば、そういう場の設定はしていくように考えます。

(管理部長)

過去3件の事例からしましても、3件が共通する部分について、各協議会の委員の方が、お互いに連絡をとらなくても十分に出来ていた経過もござい

ます。また情報公開もしていくつもりでございますので、委員会の内容を情報開示していくことによって、それぞれの地域の協議会の方が情報をとれると思っております。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 38 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 2 議案第 39 号 『市立横須賀総合高等学校グラウンド整備計画変更について』

委員長 議題とすること宣言

議案第 39 号 市立横須賀総合高等学校グラウンド整備計画変更について
お手元の教育委員会 8 月定例会議案によりご説明させていただきます。本工事は、平成 18 年度、19 年度の 2 カ年継続事業として行なっているもので、工事場所は、横須賀市久里浜 6 丁目 8 番 1 号ほかで、旧市立工業高等学校の跡地であります。

整備面積は、28,795 平方メートルで、グラウンド整備、給排水設備、電気設備、園路広場、外周フェンス等管理施設、植栽等の工事を行っているものでありますが、次の理由により増額の設計変更を行なうものであります。

防球ネット支柱の建て込みにおいて、当初想定していたより地下水位が高く、掘削が困難となったため、当初の杭の基礎長さを短くし、支柱本数を増やしたことによる増

グラウンド内に当初想定していたより多くのコンクリート塊等があり、その撤去と処分の費用が発生したための増

グラウンドの舗装面積が増加したことによる増であります。

防球ネット支柱の基礎の長さは、当初は、地中 5.1m であったものを、(管径 600mm)の既成のコンクリート基礎杭を 3.1m にして圧入し施工いたします。併せて基礎の部分を短くすることで防球ネット支柱が風圧に耐えられるように支柱の間隔を狭くして、支柱の本数を 5 本増やすことといたしました。

コンクリート塊は、全体量で 289 立方メートルであります。主に陸上競技場施工箇所から発生したものであり、旧工業高校の開校当初の木造校舎の基礎部分及びたたきであると思われませんが、詳細については不明であります。

グラウンドの舗装面積については、施工において各競技場内の側溝の舗装止めまでを舗装したところ、当初の 28,648 平方メートルであったものが、147 平方メートル増え 28,795 平方メートルとなったものであります。

なお、この設計変更による工期の変更は行わず、平成 20 年 3 月 14 日をもって完了する予定であります。以上で議案第 39 号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(出光委員)

当初から予算が増えたとの事ですが、どれだけ増額になったのですか。また想定外の要件により計画が変更になったようですが、当初からある程度予測できなかったのでしょうか。また今回の件をどのように教訓としていくのでしょうか。

(総合高校担当課長)

当初は総額で 4 億 9,900 万円の工事請負契約でありましたが、今回の計画変更により約 1,280 万円の増額となります。地質調査に関しても計画段階で実施しており、掘削の深さについては 3.5 メートルを想定していましたが、実際に工事を実施してみたところ、1.5 メートルほど掘削した時点で、大量の水が発生し、すぐに掘削した周辺が崩れてしまう箇所が出てしまいました。結果として掘削による方法ではなく圧入による方法に、工事手法を変更する必要が生じました。コンクリート塊についても、旧木造校舎の基礎であると思われるが、木造校舎以降に鉄筋の校舎が建っていた事もあり、その前の施設の基礎があるとは想定していませんでした。

今後については、このような工事が発注するような場合には、より詳細に調査を行いたいと考えています。

(学校管理課長)

あくまでも一般論ですが、地質等の調査を詳細なものにすればするほど、工事計画を変更する可能性は低くなります。しかし一方で、当然のことながら調査費は増大してしまいます。したがって工事計画を変更しないための調査が、必ずしも工事全体の経費を安価に抑えられるとは限りません。調査内容は標準的水準としての計画を策定し、実際の施工段階において問題が発生した場合には、工事手法を変更することで対応することも考えられます。

(三浦委員)

地下水位が高いとの事だが、地震等の際に液状化現象が発生しネットが倒れるなどの懸念はありませんか。

(総合高校担当課長)

土地の条件に合わせた工法をとるので、現状では問題ありません。

(三浦委員)

従前建っていた構造物を撤去した際の記録などは残っていないのでしょうか。

(生涯学習部長)

横須賀は旧軍施設が多く、戦後はその兵舎等の用地を転用し学校施設として利用しているケースが多いので、古い記録が残っていないことが多い。

(管理部長)

工事担当部局に確認したところ、当該地の地盤が弱いために、あえて意図的に従前の施設の一部を残したということも考えられるとのこと。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 39 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 3 議案第 40 号 『市立学校の授業料等に関する条例中改正議案の提出について』

委員長 議題とすること宣言

(学校教育課長)

議案第 40 号「市立学校の授業料等に関する条例中改正議案の提出について」ご説明いたします。本議案は、市立高等学校の授業料及び市立幼稚園の保育料を改定しようとするものであります。

改定の理由ですが、従来市立高等学校の授業料、市立幼稚園の保育料は、国の定める地方交付税積算単価と同額で、県立高等学校の授業料とほぼ同時に改定してきました。今年 1 月 22 日、国は、この単価の改定を決定し、神奈川県は、平成 20 年度からの県立高等学校授業料改定を議会提案予定でございます。本市においては、従来から、県立高等学校授業料の額と均衡を保ち受益者負担の適正化を図るという観点から、県と同様に改定してきましたので、今回も同様に高等学校及び幼稚園の募集の前に改定するものです。

改定の内容であります。裏面の表をご覧ください。「市立学校の授業料等に関する条例」第 2 条第 1 項の表中、高等学校全日制の授業料の年額を現行 115,200 円を 118,800 円に 3,600 円増額しようとするものであります。なお、

これを月額にしますと 300 円の増額になります。定時制は、授業料の年額を現行 31,200 円を 32,400 円に 1,200 円増額しようとするものであります。なお、これを月額にしますと 100 円の増額になります。市立幼稚園は、保育料の年額を現行 73,200 円を 75,600 円に 2,400 円増額しようとするものです。なお、これを月額にしますと 200 円の増額になります。

次に施行期日等ですが、表面の附則をご覧ください。この条例の施行日は、平成 20 年 4 月 1 日からです。また、経過規定として次の 2 項目を設けます。施行の前日に在学又は在園する者にはこの規定に関わらず従前の例によるものとなります。これにより、現在在籍中の者の授業料の変更はありません。この条例施行後に市立学校に転入学、編入学等、および転入園、編入園等をした者の授業料又は保育料の額は、改正後の規定に関わらず、その者の属する年次の額と同額とするものです。

以上、で議案第 40 号「市立学校の授業料等に関する条例中改正について」の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(出光委員)

現在在籍中の者の授業料の変更はないとのことですが、卒業時まで据え置かれるということですか。

(学校教育課長)

現在在籍中の者は卒業時まで据え置きです。

(齋藤委員)

入学検定料などは変更されるのでしょうか。

(学校教育課長)

入学検定料も今回の改定では変更せず、据え置きです。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 40 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 4 議案第 41 号 『平成 20 年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について』

委員長 議題とすること宣言

議案第 41 号「平成 20 年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について」ご説明いたします。本議案は、諏訪・大楠両幼稚園の平成 20 年度の園児募集について定めるものであります。

最初に募集人員及び入園資格ですが、両園とも 2 年保育で、諏訪幼稚園は 25 人、大楠幼稚園は 35 名です。入園資格は、ともに、「市内に住所を有し、平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者」です。次に、選考の方法等ですが、詳しくは、3 ページ以降の募集要項をご覧ください。両園とも、募集人員以外は同一内容でございます。受け付け期間は、11 月 1 日（木）から 8 日（木）までで、入園希望者は、各幼稚園へ入園志願票を提出します。翌日の 9 日（金）には選考を行い、入園予定者を決定しますが、選考とは、定員を超えた場合の抽選のことです。12 日の面接ですが、入園に当たっての心配事等、保護者との話を通して、入園するかどうかの意思確認を行います。翌日の 13 日には、選考と面接を経た結果を受けて入園決定者の発表を行い、入園手続きや幼稚園での生活についての説明会を行います。

なお、この市立幼稚園の募集については、8 月 25 日及び 9 月 25 日の「広報よこすかお知らせ版」で市民の方に周知いたします。

以上で議案第 41 号「平成 20 年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について」の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

（齋藤委員）

最近の入園希望者数の推移はどうか。また外国籍のお子さんについて、言葉の問題などで問題は発生していませんか。

（学校教育課長）

昨年度入園した園児は諏訪幼稚園が 24 名、大楠幼稚園が 35 名です。大楠幼稚園については、ここ数年、待機者が出ている状況にある。外国籍の園児は何人が在籍していますが、全く日本語が話せない園児はいませんし、言葉に関して支障が出ているという話は聞いていません。

（齋藤委員）

外国籍のお子さんの保護者の方との意思疎通はいかがでしょうか。

（学校教育課長）

外国籍の園児の保護者との間においても、意思疎通に関して問題は発生していない。

(永妻教育長)

私立幼稚園との募集の時期に差異はあるのか。

(学校教育課長)

横須賀市立、私立とも同時期で募集をおこなう。今年度は横須賀市立、私立とも10月15日から募集要項を配布し、11月1日から募集を開始する。募集に関する時期で差異はない。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第41号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 続いて報告事項を聴取することを宣言

『財団法人横須賀市生涯学習財団経営状況報告について』

(生涯学習課長)

それでは、財団法人横須賀市生涯学習財団の「経営状況説明書」についてご説明いたします。はじめに18年度事業報告のうち、一般会計事業の主なものについて説明させていただきます。

1 文化生涯学習活動支援事業のうち(1)文化生涯学習事業助成につきましては、市内のグループ、個人が実施する文化事業及び生涯学習事業について、助成審査会の審査を経て18件に対し助成いたしました。(2)文化施設助成は、文化施設助成要綱に基づき、横須賀の文化の創造に寄与すると認められる文化施設に対し、その運営に必要な費用の一部として、1件20万円を助成いたしました。(3)市民文化祭協賛は、公募部門入賞者7人に対して生涯学習財団賞を贈呈いたしました。また、その他の協賛といたしましては、生涯学習財団賞を7件贈呈するほか、47件に後援名義の使用を承認いたしました。下段部分の3 受託文化事業は、横須賀市から委託を受け(1)第59回市民文化祭から、(5)第8回カジュアルコンサートまで、記載のとおりの実施いたしました。

4 受託生涯学習事業につきましては、教育委員会からの受託事業です。(1)オープンスクール・大学開放講座として、総合高校で6講座、防衛大学校及びメリーランド州立大学で各1講座を実施いたしました。内容は記載の通りとなっております。

特別会計事業についてご説明いたします。平成18年度から、指定管理事業として(1)生涯学習センター(まなびかん)の運営管理、(2)市民大学事業、

(3) 文化生涯学習情報収集提供事業の3事業を実施いたしました。

(1) 生涯学習センターの運営管理につきましては、記載の通り、104,402人の方々にご利用いただきました。(2) 市民大学事業は、(ア)前期講座、(イ)後期講座のほか(ウ)特別公開講座をあわせ、記載のとおり53講座を実施いたしました。受講者数は4,530人となっております。(3) 文化生涯学習情報収集提供事業は、(ア)「まなび情報」の収集提供、(イ)は、講師デビューサポート事業として「ABCプラン」を実施したほか、(ウ)「まなびかんニュース」の発行、(エ)ホームページの運営により、財団事業や生涯学習課の事業について、広く情報を発信いたしました。

2 その他の事業になりますが(1)まなびかんクラブ事業は、生涯学習活動へのきっかけ作りや生涯学習活動サークルの育成を図ることにより、生涯学習センターをもっと知っていただき、ご利用いただくため、記載の通り14事業50講座を実施いたしました。

3 文化普及啓発事業につきましては記載のとおり実施いたしました。このうち、(5)の文化・生涯学習普及啓発講座は、市民協働による生涯学習の振興を図るため、公募市民の方々により、講座の企画から実施までを行っていただきました。

4 ウェルシティまつりは、ウェルシティ市民プラザ全体を知っていただき、多くの方々にご利用いただくため、保健所と合同で毎年開催しており、3,795人の参加がありました。

ただいま説明をいたしました事業にかかった「収支計算書総括表」になります。「内部取引消去」の318,553円は一般会計から特別会計に繰入を行なったものであります。一般会計、特別会計あわせた事業活動収入合計は1億1,483万3,922円事業活動支出合計1億1,379万4,441円となっており、前期繰越収支差額を合わせ、655万5,925円が19年度への次期繰越収支差額となっております。

なお、18年度事業及び収支決算については、6月18日に2名の監事による監査を受け、適正な執行が認められております。また、6月29日に開催されました理事会においても、事業及び収支決算について承認されておりますことをあわせてご報告いたします。

平成19年度事業計画になりますが、記載のとおり事業を指定管理者として実施をしております。これらの事業、収支予算につきましても、3月に開催されました理事会において承認され、順調に事業を執行しております。

以上で財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況説明書の報告とさせていただきます。

(出光委員)

講座の募集で抽選に漏れた人に対して、次回開催時に優先的に受講できるような仕組みはありませんか。

(生涯学習課長)

講座の希望者が定員を超えたら抽選をせざるを得ません。しかし、なるべく多くの希望者に受講してもらえるように、講座の開催場所を大きい部屋に変えるなどの対応をしたり、キャンセル待ちをしてもらったりしています。希望者の多い講座に関しては、可能であれば年度内に再度開催するような努力をしています。

委員長 他に質問なく、次の報告事項を聴取することを宣言

『損害賠償専決処分について』

(美術館運営課長)

損害賠償の発生に伴う専決処分につきまして報告いたします。本件は、平成18年12月11日午後2時頃に、市内鴨居4丁目1番地県立観音崎公園の美術館管理区域の園路で発生しました事故によるものです。

事故の内容につきましては、観音崎公園を散歩していた方が、園路を横断する側溝の鉄製格子状のふた、いわゆるグレーチングが不安定であったため、それにつまずき転倒、膝、手、顔を路面に打ち、前歯2本を折る負傷をしたものです。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により、専決処分を行い、相手方被害者と示談の上、損害賠償として、500,460円を支払いましたので報告いたします。

(三浦委員)

今回の事故以降、現場の再発防止策はどうなっていますか。

(美術館運営課長)

事故発生直後に、不安定な状態であった格子状のふたを撤去、側溝にはカラーコーンで囲み人が近づけないような対処をすると共に、定期的に現場を見回っております。その後、園路を横断していた側溝はアスファルトで塞ぎました。

委員長　その他の質問を聴取

（出光委員）

新聞で読んだのですが、長年給食費を支払っていない校長先生の話を知りました。横須賀市立の学校はどういう状況ですか。

（生涯学習部長）

教員は給食費を自己負担しています。教育委員会事務局の指導主事が業務で学校に出張し給食を食べた場合についても、指導主事が給食費を支払っています。

他に質問はなく、日程は終了した。

6 閉会及び散会の時間

平成 19 年 8 月 24 日（金） 午前 10 時 30 分

横須賀市教育委員会
委員長 奥 寺 康 彦